

派遣社員退職金規程

第1条（適用範囲）

1. この規程は、派遣社員就業規則の規程に基づき派遣社員の退職金について定めたものである。
2. この規程による退職金制度は、令和7年9月30日以前に会社に雇用され勤務する派遣社員に適用する。

第2条（退職金の支給要件）

1. 満3年以上勤務した派遣社員が退職したときは、以下の各号の一に該当する事由により退職金を支給とする。
 - (1) 定年により退職したとき
 - (2) 会社の都合により退職したとき
 - (3) 就業中に死亡したとき
 - (4) 私傷病により休職期間が満了したとき、または、休職期間中に退職を申し出て退職したとき
 - (5) 前号のほか休職期間が満了し退職したとき
 - (6) 私傷病により業務に耐えられないと会社が認めた場合の退職のとき
 - (7) 自己の都合により退職したとき
2. この規程において会社都合退職とは第1項第1号から第3号までをいう。
3. この規程において自己都合退職とは第1項第4号から第7号までをいう。
4. 前各項の規定にかかわらず、以下の場合は退職金を支給しないものとする。
 - (1) 前職で既に退職金が支払われている高齢者
 - (2) 定年制の適用により再雇用された者

第3条（退職金の額）

退職金の額は、退職時の基本給に、別表に定める勤続年数に応じた支給月数を乗じた金額とする。

第4条（計算期間）

1. 勤続年数の起算点については、退職金制度を開始した令和3年8月1日以後の雇入れ日から適用とし、原則として適用以前の勤続年数については含めない。
2. 計算の対象となる勤続年数は、初回雇用契約締結日から起算し、最終雇用契約満了日までとする。これには研修期間は通算するが、就業規則に定める休職期間については通算しない。尚、有期労働契約の場合は、通算契約期間で計算とする。雇用期間に間がある場合、単に登録している状態では、通算契約期間にはカウントされない。また、契約期間中であっても就業が全くない期間が1か月を超える場合には、勤続年数には通算し

ないものとする。

3. 計算上、端数月が生じた場合は、15日以上を1ヶ月とし、月割計算を行なう。

第5条（算出金額の端数処理）

この規程による退職金の算出金額に小数点以下の端数が生じたときは、切り上げる。

第7条（控除）

退職金の支給に際しては、法令に定めるほか、支給を受ける者が会社に対して負う債務を控除し、清算する場合がある。

第8条（支払の時期および方法）

退職金は、退職日から1か月以内に通貨で直接、支給対象者にその全額を支払う。ただし、その者の同意がある場合は、その指定する金融機関口座への振込みにより支払う。

第9条（遺族の範囲および順位）

本人死亡のときの退職金を受ける遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までに定めるところによる。

第10条（懲戒解雇時における退職金の取扱い）

1. 以下の各号の一に該当する者には、退職金を支給しない。
 - (1) 就業規則に定める懲戒規定に基づき懲戒解雇された者
 - (2) 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者
2. 退職金の支給後に前項第2号に該当する事実が発見された場合は、会社は支給した退職金の返還を当該社員であった者または前条の遺族に求めることができる。

第11条（改定）

この規程は会社の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めたときは、支給条件・支給水準を見直すことがある。または、派遣法上、整備が必要となった際には、速やかに見直しを検討する。

附則

第1条（規程の管理および改廃）

本規程の改廃は、規程管理規程の定めるところによる。

第2条（施行期日）

本規程は、令和4年3月1日から施行する。

令和4年3月1日 制定

令和7年8月31日 改訂

【別表】

対象従業員の退職手当の額(支給月数)

勤続年数	高卒		勤続年数	高専・短大卒		勤続年数	大卒	
	自己都合	会社都合		自己都合	会社都合		自己都合	会社都合
3年以上	0.7	1.1	3年以上	0.7	1.1	3年以上	0.8	1.2
5年以上	1.2	1.8	5年以上	1.3	1.9	5年以上	1.4	1.9
10年以上	2.7	3.7	10年以上	3.1	3.9	10年以上	3.1	4.1
15年以上	4.6	6.1	15年以上	5.1	6.3	15年以上	5.3	6.5
20年以上	6.9	8.5	20年以上	7.6	8.8	20年以上	7.6	8.9
25年以上	9.6	11.4	25年以上	10.3	11.8	25年以上	10.6	11.8
30年以上	11.9	14.0	30年以上	13.1	14.6	30年以上	13.3	14.5
35年以上	14.4	16.5	35年以上	15.5	17.0	33年以上	15.3	16.6
37年以上	15.1	17.2						

(資料出所) 「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・調査産業計)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合(71.3%)をかけた数値として通達で定めたもの

※次年度通達資料にて数値が上がった場合は、速やかに見直しを検討する。